

事業継続力強化計画 (単独型) の書き方



事業継続力強化認定制度

- ・「事業継続力強化計画認定制度」で認定を受けるには、
中小企業庁が出している指定様式に事業継続に関わる計画を記入する必要があります。
- ・申請様式は下記URLからダウンロードすることができます。

【申請様式】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

本資料のおススメ活用方法

- ・ 指定様式を記入するための解説の手引きは下記URLからダウンロードすることができます。しかし、ページ数が99ページにもわたり、理解するのも大変です。
- ・ 本資料ではできるだけ分かりやすく、認定されるための申請計画の書き方について解説します。

【手引きダウンロード資料】

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/kyoka_tebiki.pdf

分からないところや具体例が欲しい場合は、手引きを確認する。



Be a Great Small.
中小機構

令和3年8月2日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 -
事業継続力強化計画
策定の手引き

行き来しながらつくるのが
おススメです。

事業継続力強化計画
(単独型)の書き方

基本は本紙で全体像を確認しつつ
計画書をつくっていく

認定申請書の全体像

- 認定申請書は全部で5ページの書類です。
- 本来のBCPを5ページ以内で記入することは難しいので、本計画はあくまで認定されるための資料と捉え、5ページを大幅に超えないようにまとめる工夫が必要です。

※5ページ内で提出する指示はありませんが、文量が多いと審査員から喜ばれません。

様式第28

事業継続力強化計画に係る認定申請書

年 月 日

社 名

住 所

代表者の役職及び氏名

中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)
事業継続力強化計画

1 名称等
事業者の氏名又は名称
代表者の役職名及び氏名
資本金又は出資の総額
業種
法人番号
設立年月日

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要

事業継続力強化に取り組む目的

事業活動に影響を与える自然災害等の想定

(人員に関する影響)

(建物・設備に関する影響)

(資金繰りに関する影響)

(情報に関する影響)

(その他の影響)

3 事業継続力強化の内容
(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目	初動対応の内容	被災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保		
2	非常時の緊急時体制の構築		
3	被害状況の把握 被害情報の共有		
4	その他の取組		

(2) 事業継続力強化に資する対策及び数値

項目	対策及び数値
A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護

(3) 事業継続力強化設備等の種類

(2)の項目	取得年月	設備等の名称/型式	所在地
1			
2			
3			

設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1			
2			
3			

確認項目

上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	住所	代表者の氏名	協力の内容

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

4 実施期間
年 月 ~ 年 月

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)

6 その他
(1) 関係法令の遵守(必須)

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)その他関係法令に抵触する内容は含みません。	
(2) その他事業継続力強化に資する取組(任意)	
確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301 認証(※2)を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	
(※1) 国土強靱化に貢献する団体を認証する制度	
(※2) 事業継続マネジメントシステム(BCMS)の国際規格	

申請書の書き方

以降のページでは、具体的な申請書の書き方を解説します。

表紙

様式第28号
事業継続力強化計画に係る認定申請書

年 月 日

申請日を記入。

本社がある都道府県を管轄する経済産業局長としてください。

殿

住所
名称
代表者の役職及び氏名

正式名称を記入してください。

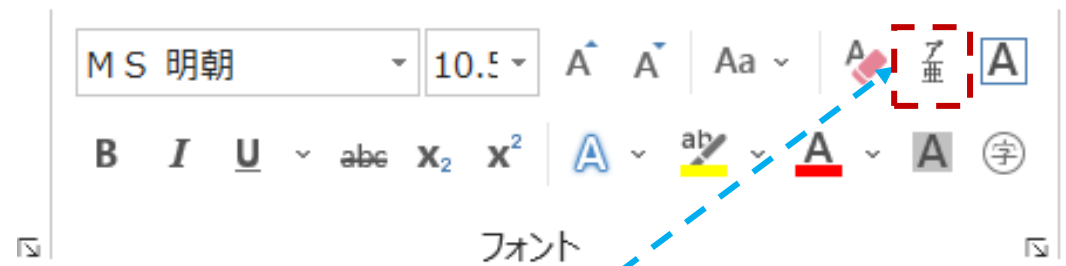
電子申請のため、押印は不要です。

中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

申請先	
北海道経済産業局	中小企業課
東北経済産業局	中小企業課
関東経済産業局	中小企業課
中部経済産業局	中小企業課
近畿経済産業局	中小企業課
中国経済産業局	中小企業課
四国経済産業局	産業振興課
九州経済産業局	経営支援課
沖縄総合事務局	中小企業課

1 名称



(別紙) ←

事業継続力強化計画 ←

1 名称等 ←

事業者の氏名又は名称 _____

代表者の役職名及び氏名 _____

資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____ ←

業種 _____ ←

法人番号 _____ 設立年月日 _____ ←

名称のフリガナは、Wordの機能でつけることができます。

業種は日本標準産業分類の中分類を記載。

日本標準産業分類コード : <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

2 事業継続力強化の目標

2 事業継続力強化の目標	
自社の事業活動の概要	
事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	

★自社がどのような事業を営んでいるかを記入（どこで、誰に、何を、どうやって）。
 ★自らの事業活動が担う役割について、サプライチェーンにおける役割または地域経済などにおける役割の記載がない場合、**計画書の不備として認定の対象とはならないので、必ず書くようにしてください。**（例：早期復旧しないと、地域住民の生活に大きな影響を与える～、地域における雇用に大きな悪影響を及ぼす～、サプライチェーン上大きな役割を担っている～、などの文言を入れる。）

なぜ、今回BCPに取り組むのか目的を記入してください。
 経営理念があれば、それと絡めて記載できればgoodです。

例)

- 人命（従業員・顧客）を守り、地域社会の安全に貢献する。
- 自社の経営を維持するとともに、取引先への影響を軽減する。
- 供給責任を果たし、顧客からの信用を守る。
- 従業員の雇用を守り、地域の活力を支える。

自社の拠点のうち、事業活動を継続するにあたって必要な拠点について、事業活動に影響を与える自然災害等を1つ以上想定し、記入してください。
 ハザードマップ (<https://disaportal.gsi.go.jp/>) を見ながら、どんなリスクがあるかを想像し書くことも良いでしょう。

2 自然災害等の発生が事業活動に与える影響

自然災害等の発生が↓
事業活動に与える影響

- ←
- ←
- ← (人員に関する影響) ←
- ←
- ←
- ← (建物・設備に関する影響) ←
- ←
- ←
- ← (資金繰りに関する影響) ←
- ←
- ←
- ← (情報に関する影響) ←
- ←
- ←
- ← (その他の影響) ←
- ←
- ←
- ←

想定される自然災害等が、どのような影響を及ぼすかを5つの項目（ヒト、モノ、カネ、情報、その他）から検討します。

自然災害（すべてを網羅する必要は無く、地震だけ、洪水だけなどでもOK）だけでも構いませんし、感染症も含めて記載しても問題はありません。

認定制度を活用し、購入・利用しようとしている物品にリンクする災害やリスクを書いてください。

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保			

自然災害が発生した際に、従業員の安全確保をどのように行うか記載してください。

手引きp40～41に詳細の具体例が書かれていますので、そちらを参考に記入するのも良いでしょう。

【注意】

- ★「従業員の避難方法」と「従業員の安否確認方法」については必ず記載する必要があります。
- ★申請にあたっては、連絡網などの詳細なリストの添付までは不要です。

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

2 ←	非常時の緊急時体制 の構築 ←	←	←	←	←
3 ←	被害状況の把握 ← 被害情報の共有 ←	←	←	←	←
4 ←	その他の取組 ←	←	←	←	←

- 災害等の発生直後に、社内の緊急体制や被害状況の把握方法を準備しておくことは、事業継続において重要です。
- 特に、従業員の被害状況把握方法は、スマートフォン以外の代替案を事前に検討しておくことが重要です。（災害時専用掲示板など）

【注意】

★「非常時の緊急体制の構築」、「被害状況の把握」、「被害情報の共有」については必ず記載が必要です。

3 事業継続力強化の内容

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

自然災害等が発生した場合における人員体制の整備

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	
---	-----------------------------	--

- 災害等発生後も事業を継続するために、ヒト（人員体制の整備等）に関する対策を事前に検討します。

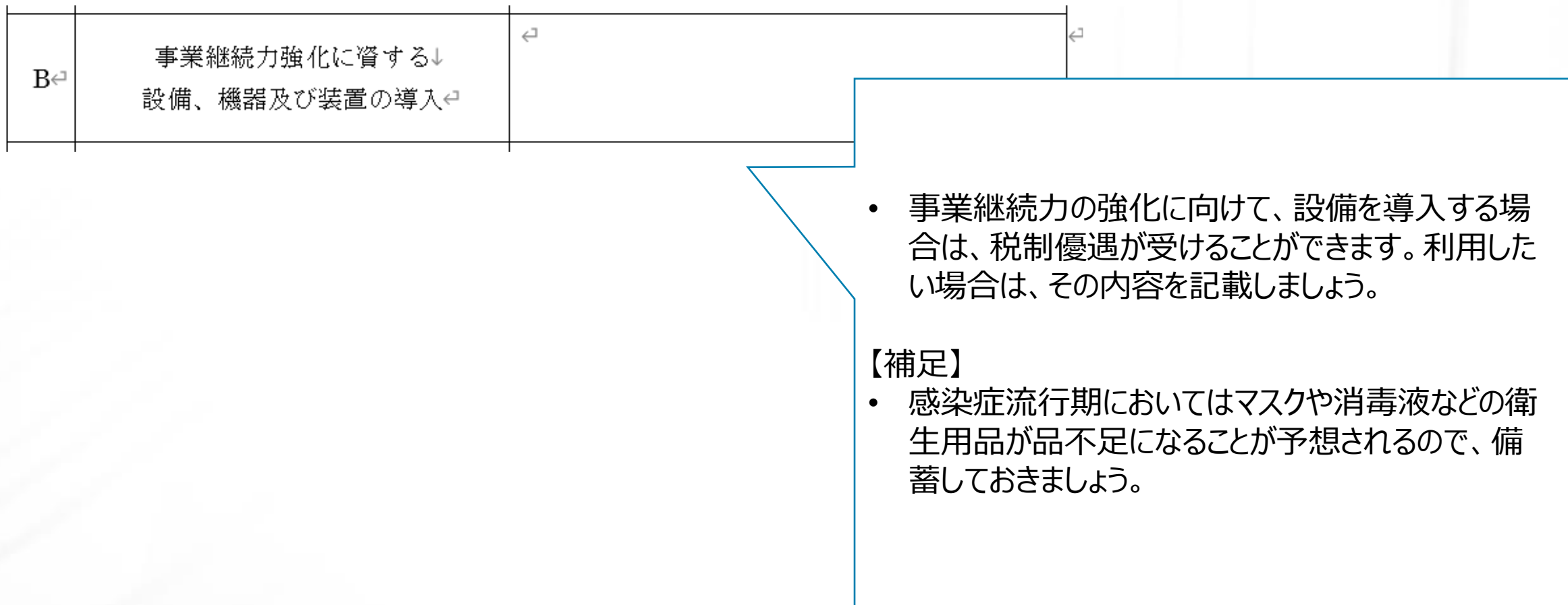
【注意】

- ★「事業継続力強化に資する対策及び取組」欄はA～Dの内一つ以上、記載が必要です。
- ★事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、自社の事業継続上必要な項目や、対策が十分ではない事項を検討しましょう。

3 事業継続力強化の内容

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入



3 事業継続力強化の内容

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

事業活動を継続するための資金の調達手段の確保

C	事業活動を継続するための↓ 資金の調達手段の確保	
---	-----------------------------	--

- 災害等発生時には、資金調達が困難となる可能性もあります。金融機関、保険などを検討し、災害等発生時の資金調達方法を検討しておくことが重要です。
- 自社の被害想定額、運転資金の把握、保険の対象範囲を平時から把握しておきましょう。

3 事業継続力強化の内容

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

事業活動を継続するための重要情報の保護

D←	事業活動を継続するための↓ 重要情報の保護←	←
----	---------------------------	---

- 災害等発生後も事業を継続するために、情報（重要情報の保護等）に関する対策をあらかじめ検討します。
- 重要情報の保管方法の確認、データのバックアップ、バックアップ媒体の遠隔地保管など、災害時にも情報が消失しない、または利用を継続するための対策を行っているかを検討しましょう。

(3) 事業継続力強化設備等の種類

(3) 事業継続力強化設備等の種類

←	← (2) の項目 ←	← 取得年月 ←	← 設備等の名称/型式 ←	← 所在地 ←
1 ←	←	←	←	←
2 ←	←	←	←	←
3 ←	←	←	←	←

←	← 設備等の種類 ←	← 単価 (千円) ←	← 数量 ←	← 金額 (千円) ←
1 ←	←	←	←	←
2 ←	←	←	←	←
3 ←	←	←	←	←

←	← 確認項目 ←	← チェック ←
←	← 上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。 ←	←

- 税制優遇を受けるため、導入する設備等の詳細を記入します。
※税制優遇を活用しない場合は記載不要です。

【注意】

★本欄に記載した設備は「3-2)B 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」及び、「5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及び調達方法」にも記載してある必要があります。

★税制優遇を受けることができる設備の一覧は手引きのp70に記載されています。

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

- 事業継続力強化を進めるにあたって中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による働きかけや支援を受ける場合、記載します。

金融機関の場合 例)

被災時において、最大〇〇万円までの緊急融資を受けられる契約を結んでおくとともに、〇〇県信用保証協会のセーフティネット保証を活用することについて、事前に協議を行う。コミットメントラインや事前融資予約などについても、今後協議を進める。 など

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

←

←

- 計画を立てて終わり、ではなく災害発生時にちゃんと動ける推進体制や教育・訓練方法について記載してください。

【注意】

★以下の3点全てについて、自社の取組を検討し、必ず記載してください。

- ① 平時の取組推進について、経営層の指揮の下実施する体制を整える。
- ② 年1回以上、訓練や教育を実施する体制を整える。
- ③ 年1回以上、事業継続に向けた取組内容の見直しを計画する。

4 実施期間

4 実施期間←

年 月～ 年 月←

←

- 実施期間について、3年以内の取組であることを確認してください。
- 開始時期は本申請書の申請日以降の年月からとしてください。
- 状況に変化が生じた場合には、実施期間に捉われず適宜変更してください。

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施↓ 事項	使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
←	←	←	←
←	←	←	←

- 事業継続力強化に係る対策について、必要な資金の額とその調達方法を記載します。特に設備導入のため税制優遇や金融支援を受ける場合、必ずここに記載してください（日本政策金融公庫の低利融資を使う場合はその旨明記する）。
- 計画の実施に資金が掛からない場合は記載不要です。

6 その他

6 その他

(1) 関係法令の遵守 (必須)

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

←

(2) その他事業継続力強化に資する取組 (任意)

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※1）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301 認証（※2）を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	

（※1）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※2）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格

（1）はチェックが必須です。
（2）は任意項目です。チェックが無い場合でも認定に支障はありません。

チェックリスト

ここまでの策定、お疲れ様でした！

最後は、下記ダウンロードできるチェックリストで最終確認をしていきましょう。

【チェックリストダウンロード】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「✓」をチェックしてください(該当しない欄には斜線又は「該当なし」を記入)】

項目	申請者 チェック	受領側 チェック
I 必要提出書類について		
1	①申請書(原本)、②必要な場合は参考書類、③本チェックシート④返信用封筒(A4の認定通知書を折らずに返送可能なもの、返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付してください。))	
II 申請書の記載事項について ※番号は申請書の項目番号と対応		
表紙	申請書表紙に住所、記名がある。	
表紙	宛先が、主たる事務所の所在地を管轄する地方経済産業局等の長になっている。	
1	別紙の名称等の欄に、事業者の氏名又は名称、代表者名及び役職、資本金又は出資の額、常時使用する従業員の数、業種(日本標準産業分類の中分類から選択)、法人番号13桁(ある場合のみ)、設立年月日について記載している。	
2	自社の事業活動の概要について記載している。	
2	事業継続力強化に取り組む目的について記載している。	
2	自社が事業継続をするにあたり必要な拠点に対し、ハザードマップ等の情報を元に事業活動に影響を与える自然災害等を1つ以上想定し、記載している。	
2	自然災害等の発生が事業活動に与える影響について記載している。	
3-1	人命の安全確保について記載している。	
3-1	非常時の緊急時体制の構築について記載している。	
3-1	被害状況の把握、被害情報の共有について記載している。	
3-2	事業継続力強化に資する対策及び取組において、A自然災害等が発生した場合における人員体制の整備、B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入、C事業活動を継続するための資金調達手段の確保、D事業活動を継続するための重要情報の保護のうち、少なくとも1つ以上の項目について記載している。	
3-3	税制措置の適用を受ける場合は、事業継続力強化設備等の種類において、導入する設備等の詳細(型式まで)を記載している。確認項目を確認し、チェックをつけている。 税制措置の適用を受ける場合、税制優遇の対象は中小企業者等(資本金1億円以下等)となります。	
3-4	税制措置の適用を受ける設備は、①消防法及び建築基準法で設置義務がある設備②中古品・所有権移転外リースによる貸付資産、③国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等する設備のいずれでもない。	
3-5	協力者を記載している場合、「名称」、「住所」、「代表者の氏名」、「協力の内容」の全てについて記載している。	
3-6	平時の推進体制及び、取組について記載している。	
4	実施期間は3年以内である。	
5	必要な資金の額とその調達方法について記載している(日本政策金融公庫の融資等の金融支援を利用する場合その旨を記載している)。	
6	関係法令を遵守していることを確認し、チェックをつけている。	
III 中小企業者の要件について		
1	個人事業主の場合は開業届を税務署に提出している。法人の場合は法人設立登記を行っている。	
IV その他		
認定を受けた事業者については事業者名、主たる事務所が所在する都道府県、HPを以下URLの通り、中小企業庁HPにて公表いたしますので、予めご了承ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/list.html また、今後の政策の検討のため、アンケート等のご協力をお願いすることがありますので、予めご了承ください。		
認定された場合、計画の内容等について、事例として中小企業庁HP等にて公表することは可能か。 ※協力依頼です(いずれかに✓をしてください)。		可 不可
本計画の申請に併せて補助金等の申請を予定している場合、補助金等の名称等を記載	補助金等名称: 交付機関名:	申請時期: 年 月(予定)

ワークショップのご案内

- BCPはつくって終わりではなく、有事の際にきちんと組織として動けることが重要です。
- そのために、経営者・経営幹部・一般社員を巻き込んで、防災に対する意識向上や避難経路の確認をワークショップ形式で行う支援も行っています。

時間	コンテンツ
15分	事業継続力計画を策定する目的とは？
60分	(演習) 想定リスクと想定被害の洗い出し
30分	(すでにBCPを策定している場合) 自社の事業継続力計画の説明 (まだBCPを策定していない場合) 事業継続力強化の説明、検討すべき項目や演習
15分	ワークショップのまとめ

ワークショップの時間やコンテンツは相談の上、貴社に最適な形でカスタマイズします。

【参考資料】

- 事業継続力強化計画概要

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizo_kuryoku/gaiyou.pdf

- 事業継続力強化計画策定の手引き

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizo_kuryoku/kyoka_tebiki.pdf

- 単独型計画策定のためのワークショップテキスト

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2020/200519_03workshop_tandoku.pdf